

防犯カメラ設置費補助制度の創設について（案）

1 目的

防犯カメラは、犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進する上で、犯罪の防止とともに犯罪捜査の面からも大きな効果があり、これまでも自治会連合会や各地区まちづくり会議等からも設置の促進について要望されているところである。

本市での刑法犯の認知件数は減少傾向にあるものの、引き続き、自転車盗などの街頭犯罪が多発していることや子どもを狙った犯罪の防止を図るため、防犯カメラを設置する自治会等地域団体に対し、設置に要する経費の一部を補助する。

また、神奈川県では、現在、自治会等の自主防犯活動団体に対する独自の補助制度を運用しているが、平成28年度から、市町村が地域団体に補助する場合に限り、県から市町村に対して補助を行う間接補助制度への見直しを検討しているため、本市においても防犯カメラの設置費の補助制度を創設するもの。

2 制度の概要

(1) 補助対象団体

自治会または地域住民で組織された防犯活動団体

(2) 補助対象経費

防犯カメラ及び付属機器等の購入、設置工事等に要する経費

(3) 補助率及び上限額

補助対象経費に9/10を乗じて得た額、または32.4万円に設置台数を乗じて得た額のいずれか低い額とし、千円未満の端数は切捨てとする。

(4) 補助上限台数

1団体あたり5台まで（平成28年度は40台分の補助を予定）

(5) 運用開始時期

平成28年4月以降

(6) その他

「相模原市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」※に基づき、設置・管理運用が行われること

※防犯カメラの有用性とプライバシーの保護を図るため、平成27年度中の策定を目指しており、平成28年2月15日（月）～3月15日（火）まで意見募集を行っている（別紙のとおり）。

※平成18年3月策定の神奈川県ガイドラインを参考に、本市独自の項目として、効果的な設置、防犯カメラの技術の進展に即した基準及び保守点検等についても規定している。

3 申請方法等

交付申請の前に、設置場所、設置時期及び撮影範囲等について確認するため、補助対象者は市への事前協議を行うこととする。